

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	文化振興課	
連絡先(内線・外線)	内線:6612・外線:059-382-7619	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月16日
	上半期提出日	令和4年10月17日
	下半期提出日	令和5年4月18日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
該当なし			
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価対象なしのいずれかを選択		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください(ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照)。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします(プルダウンで選択回答)。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

<b>【環境目標 1】</b>
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

<b>【環境目標 2】</b>
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

<b>【環境目標 3】</b>
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

<b>【環境目標 4】</b>
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

<b>【環境目標 5】</b>
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

<b>【環境目標 6】</b>					
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する  【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%：令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値					
<table border="1"> <tr> <td>年間の電子決裁数を入力 →</td> <td>511</td> <td rowspan="2">【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  32.8%  徹底されている</td> </tr> <tr> <td>年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →</td> <td>1556</td> </tr> </table>	年間の電子決裁数を入力 →	511	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  32.8%  徹底されている	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1556
年間の電子決裁数を入力 →	511	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  32.8%  徹底されている			
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1556				

<b>【環境目標 7】</b>							
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める ※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」 ※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値							
<table border="1"> <tr> <td>単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →</td> <td>8</td> <td rowspan="2">【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  80.0%  徹底されている</td> </tr> <tr> <td>「支出負担行為（単契物品）」の枚数</td> <td>R4年度に購入した件数 →</td> <td>10</td> </tr> </table>	単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	8	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  80.0%  徹底されている	「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	10
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	8	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  80.0%  徹底されている				
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	10					

・該当所属のみ入力

<b>【環境目標 8】</b>	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R4年度作成枚数 → 0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
環境問題に対する関心を高めるため、部署メールの署名欄を活用し温暖化防止等環境に関するメッセージを掲載し送信する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
年間を通じて外部への発信メールにメッセージを追加することで、受信者に意識付けが出来た	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		
基本目標	基本方針	施策
実施施策	実施施策 詳細	担当G
年間計画 (P) (当初入力)	<h1>該当なし</h1>	
実施結果 (D) (3月入力)		
評価 (C) (3月入力)		
改善 (A) (3月入力)		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)		

VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--



Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	市民会館	
連絡先(内線・外線)	382-0654(内線6593)	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年7月16日
	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和5年4月19日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時ににおけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器(業務用・第一種特定製品)	11台
	上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
	4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日
	4月17日	7月13日・9月7日	10月31日	1月26日・3月9日
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。				
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
	○	○	○	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				1台 (9.9kw)
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				3.4kg 代替フロン
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量				
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために取る措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	空調機器（家庭用）	楽屋系統（応接室）、囃子方、ピアノ庫 各1台 計3台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために取る措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	①事務所 ②舞台事務所 ③楽屋A
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために取る措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	テレビ	①事務所1台（ブラウン管） ②楽屋A/B/C/D/ 応接室各1台（液晶） ③舞台事務所1台（ブラウン管）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	



5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	150台、209台（臨時）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2 第2項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない（特別管理産業廃棄物保管基準（抜粋））①周囲に囲いが設けられていること。②見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。(1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。(2)次に掲げる事項を表示したものであること。(1)特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 (イ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類 (ロ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先③保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。④保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。⑤特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。⑥容器に入れ密封すること。（腐食を防止するために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置を講ずること）	使用済ポリ塩化ビフェニル（変圧器類）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2 第8項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。	使用済ポリ塩化ビフェニル（変圧器類）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分する者は、毎年度、環境省令で定めるところにより、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	使用済ポリ塩化ビフェニル（変圧器類）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
大気汚染防止法第6条	ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法／前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質（特定有害物質を除く。）の量及びばい煙の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）	1台（／伝熱面積：23.2㎡／バーナー燃焼能力：68.3ℓ/h／排出ガス量：1386Nm <sup>3</sup> /h）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
大気汚染防止法第11条	届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ○事業場の名称及び所在地○ばい煙発生施設の種類○ばい煙発生施設の構造○ばい煙発生施設の使用の方法○ばい煙の処理の方法）若しくは第二号（添付書類に記載したばい煙量やばい煙濃度の量等）に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）	1台（／伝熱面積：23.2㎡／バーナー燃焼能力：68.3ℓ/h／排出ガス量：1386Nm <sup>3</sup> /h）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
大気汚染防止法第13条、第16条	第13条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない 第16条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）	1台（／伝熱面積：23.2㎡／バーナー燃焼能力：68.3ℓ/h／排出ガス量：1386Nm <sup>3</sup> /h）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	ガス焚吸収冷温水発生機（都市ガス）	1台（／伝熱面積：23.2㎡／バーナー燃焼能力：68.3ℓ/h／排出ガス量：1386Nm <sup>3</sup> /h）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点



14			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第5条 (規制基準の遵守義務)	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない 【特定施設】(騒音) 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	空冷ヒートポンプパッケージエアコン送風機	1台 (原動機の定格出力9.9Kw)
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第6条	指定地域内において工場又は事業場 (特定施設が設置されていないものに限る。) に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項 (〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地〇特定施設の種類の数〇騒音の防止の方法〇その他環境省令で定める事項) を市町村長に届け出なければならない/前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない 【特定施設】(騒音) 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	空冷ヒートポンプパッケージエアコン送風機	1台 (原動機の定格出力9.9Kw)
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
騒音規制法 第8条, 第10条	(第8条) 第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項 (〇特定施設の種類の数〇騒音の防止の方法) の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項 (〇特定施設の種類の数) の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号 (〇騒音の防止の方法) に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。 (第10条) 第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項 (〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地) に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。	空冷ヒートポンプパッケージエアコン送風機	1台 (原動機の定格出力9.9Kw)
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
鈴鹿市火災予防条例 第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの (省略 (補足事項参考)) を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】 (抄) 〇据付面積2㎡以上の炉〇ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備〇内燃機関による発電設備 (固定して用いるもの) 〇高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力50kw以下のものを除く) 〇蓄電池設備	非常用自家発電装置	発電出力: 200KVA / 発電方式: ディーゼル機関 / 使用燃料: 軽油 / 全出力: 200KW / 定格容量: 150AH / 貯蔵量: 100ℓ
年間総合実施状況 (入力: 3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点



18			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検／1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	発電出力：200kVA／発電方式：ディーゼル機関／使用燃料：軽油／全出力：200KW／定格容量：150AH／貯蔵量：100ℓ
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

#### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	2月28日		
実施人数	実施日	2月28日	
6名	訓練内容	緊急事態対応手順書にそって「漏洩発見」についての伝達および保管庫への立ち入りを禁止する措置を講じた。	
	実施時の写真撮影有無	×	

#### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】 環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）  
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」  
 ※21%：令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	6	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  5.0%  もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	119	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。  
 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。  
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。  
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）  
 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）  
 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」  
 ※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	10	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  90.9%  徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	11	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 →	0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし
------------	---	---

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
環境問題への取り組みや関心を高めるため、館内にポスターなどを掲示して市民への周知を行う。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
ポスター掲示による啓発はできているが、エネルギー価格が高騰しているため、直接利用者に節電を促す。	

VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策
実施施策	実施施策詳細	担当G
年間計画 (P) (当初入力)	<h1>該当なし</h1>	
実施結果 (D) (3月入力)		
評価 (C) (3月入力)		
改善 (A) (3月入力)		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--



Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	文化財課	
連絡先(内線・外線)	内線6622 外線382-9031	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月
	上半期提出日	令和4年10月18日
	下半期提出日	令和5年4月20日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	佐佐木信綱顕彰会、庄野信實資料館運営委員会、 稲生の歴史と文化を守る会、伊勢型紙技術保存会

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等		規模、能力等			
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時に於けるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器(業務用・第一種特定製品)		パッケージエアコン 2台 大黒屋光太夫記念館			
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)						
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日		1月~3月 点検実施日			
5月4日	8月3日	11月2日		2月1日			
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月~6月	○	7月~9月	○	10月~12月	○	1月~3月	○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 (今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点				

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	家庭用エアコン	Panasonic製 200V エアコン（伊勢型紙資料館・地震小屋） Panasonic製 200V エアコン（伊勢型紙資料館・離れ座敷）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1台/HFC-R134a 大黒屋光太夫記念館
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	大黒屋光太夫記念館
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	



IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		該当なし
実施人数	実施日	
名	訓練内容	
	実施時の写真撮影有無	

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

<b>【環境目標 1】</b>
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 2】</b>
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 3】</b>
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 4】</b>
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 5】</b>
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 6】</b>
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する  【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	253	【R4年度】 環境目標6に対する所属の結果  <div style="text-align: center; font-size: 24px; color: red;">30.7%</div> <div style="text-align: center; color: #0070C0;">徹底されている</div>
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	825	



【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ <b>対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。</b> 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満：「もう少し努力できる」 55%以上：「徹底されている」			
※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	15	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  <b>68.2%</b>  徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数→	22	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R4年度作成枚数 →	0
【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし	

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
環境問題に対する関心を高めるため、部署メールの署名欄を活用し温暖化防止等環境に関するメッセージを掲載し送信する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
外部へ発信するメールの署名欄に、「鈴鹿エコモーション6」の取り組みについて記載し、発信することができた。次年度も引き続き取り組みたい。	

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
自然と共生する社会の構築		生物多様性の保全		動植物の生育・生息の環境の確保	
実施施策	市内の天然記念物の保全活動	実施施策詳細	指定天然記念物（樹木）の調査と処置	担当G	文化財G
年間計画（P） （当初入力）	指定天然記念物（樹木）の調査を行う。調査の結果、緊急に対応する必要がある場合は処置を行う。				
実施結果（D） （3月入力）	令和5年2月3日に、川俣神社のスタジイ、地蔵大マツ、アイナシを、2月6日に白子不断ザクラ、長太の大楠の樹木調査を行った。				
評価（C） （3月入力）	樹木医や有識者による樹木調査を行った。調査により、樹木の現況や必要となる対策が明らかとなった。				
改善（A） （3月入力）	台風や大雪などの気象条件や、周辺環境状況によって樹木の変化が起こることが考えられるため、定期的な把握が必要となる。引き続き、有識者や所有者と連携を取りながら、樹木の維持管理に努めたい。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

【環境基本計画 2】					
基本目標		基本方針		施策	
自然と共生する社会の構築		生物多様性の保全		動植物の生育・生息の環境の確保	
実施施策	金生水沼沢植物群落調査・維持管理	実施施策詳細	金生水沼沢植物群落保護増殖事業推進検討会議の開催及び植物相調査の実施、外来種及び不要草の除去による沼沢植物の保護	担当G	文化財G
年間計画（P） （当初入力）	・通年実施(備考:調査に関しては金生水沼沢植物群落調査会に委託、保護増殖事業推進検討会議については1回開催予定)				
実施結果（D） （3月入力）	・調査会は年間を通して、外来種及び不要草の除去等沼沢の維持管理、動植物の継続的調査を実施。 ◇金生水沼沢植物群落観察会：令和4年5月28日・6月25日・7月23日・9月10日・11月5日 ◇保護増殖事業推進検討会議は今年度は未開催。				
評価（C） （3月入力）	・沼沢を良好な状況に保つためには、調査会による日常の維持管理作業及び調査業務が必要不可欠である。調査会から年度末に提出される報告書は、沼沢の現況を把握し、今後の保護増殖事業のあり方を検討する上でも非常に有益である。また、本年度も、市外からの問い合わせや、見学者も多かった。保護増殖事業推進検討会議については、今年度は沼沢の状況が安定しており、自然災害による被害もなかったため、				
改善（A） （3月入力）	・季節や年ごとに移り変わる沼沢内の植物の保護については、継続的な対応の必要があるため、調査委託先である金生水調査会と連携し、今後もボランティアの募集、登録を進めていくことが重要である。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

【環境基本計画 3】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
環境教育・学習の充実		協働による取組み		人材育成と確保	
実施施策	重要無形文化財「伊勢型紙」の技術保存	実施施策 詳細	伊勢型紙技術伝承講座の開講及び高度な技術を要する複製作品の製作	担当G	文化財G
年間計画 (P) (当初入力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢型紙技術伝承講座の開講(通年実施) (備考:研修者や伝承者等への技術指導の一環として,各部門年間80回の伝承者養成講座を開講する)</li> <li>高度な技術を要する複製作品の製作(9-2月実施)</li> </ul>				
実施結果 (D) (3月入力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>【重要無形文化財「伊勢型紙」彫刻技術の伝承】</li> <li>5月~2月,伊勢型紙資料館及び糸入れ作業研修会場において,伝承者(10名)研修者(1名),研修生(12名)に対し,伊勢型紙技術伝承講座における研修を実施した。開講数は5部門各80回。</li> </ul>				
評価 (C) (3月入力)	無形文化財である彫刻技術の保存・伝承については,後継者の育成が喫緊の課題となっている。本年度に実施した会員選考委員会により,長年研修を積んだ伝承者のうち7名が,次年度から新規会員となることとなった。また,新たに研修生が5名加わり,伝承事業の更なる強化が図られた。				
改善 (A) (3月入力)	伝承講座の受講生である伝承者・研修者・研修生は就職者が多いため,研修時間が限られている。そのため,高度な技術習得のためには,長期的な見通しをたて,伝承講座を継続することが必要である。また,受講に際しては「技の伝承という使命がある」ということを常に意識して取り組んでもらう必要がある。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び,実現のための施策を着実に前進させており,点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

【環境基本計画 4】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		快適な生活環境の創造		良好な景観の形成	
実施施策	文化財の環境整備及び保護管理	実施施策 詳細	指定文化財の維持管理及び後継者育成等に対する補助	担当G	文化財G
年間計画 (P) (当初入力)	指定文化財の維持管理及び後継者養成等に対する補助				
実施結果 (D) (3月入力)	指定文化財の保護管理補助金の交付については,以下の事項を基本線とし,毎年一定額で交付しているが,史跡・名勝・天然記念物等については維持管理状況,無形民俗文化財については活動状況の把握に努める。 <管理補助金の基準>				
評価 (C) (3月入力)	史跡・名勝・天然記念物にあっては,虫害防止薬剤,除草作業用具等に使用され,良好な環境づくりに繋がる用途となっている。また,無形民俗文化財については,練習用具の購入や修理,練習会場の経費等後継者確保のための人材育成に使われている。				
改善 (A) (3月入力)	目的に合った有効な使い方をすることで,環境整備,保護管理ができるように今後も所有者・管理者のさらなる理解を図っていくことが必要。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び,実現のための施策を着実に前進させており,点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

【環境基本計画 5】		基本方針		施策	
基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		快適な生活環境の創造		良好な景観の形成	
実施施策	歴史的な建造物や建物を資料館として活用	実施施策 詳細	伊勢型紙資料館(市指定記念物の史跡「寺尾家住宅」)及び庄野宿資料館(市指定有形文化財の建造物「旧小林家住宅」)の公開	担当G	文化財G
年間計画 (P) (当初入力)	通年実施(備考:休館日は月・火曜日・第三水曜日【但し,月曜日が休日の場合は開館】・年始年末)				
実施結果 (D) (3月入力)	市指定記念物の史跡「寺尾家住宅」(平成6年3月11日指定)は型紙資料館として,市指定有形文化財の建造物「旧小林家住宅」(平成8年3月12日指定)は庄野宿資料館として広く一般公開することができた。				
評価 (C) (3月入力)	利用者の利便性拡大を図ることができた。				
改善 (A) (3月入力)	次年度も資料館の環境整備を継続していくため,注意深く日常管理を継続することが必要。				
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	①目標の達成及び,実現のための施策を着実に前進させており,点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)		①事業の継続	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は,各項目の入力内容に応じ,自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合,来年度に向けた是正措置を入力してください。

--



Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)

佐佐木信綱記念館

環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	<p>以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全</li> <li>●簡易点検・定期点検</li> <li>●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止</li> <li>●点検・整備の記録作成・保存</li> </ul> <p>2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課)</p> <p>3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。</p> <p>4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。</p>	空調機器(業務用・第一種特定製品)	パッケージエアコン 4台 佐佐木信綱記念館
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)	
4月~6月 点検実施日	7月~9月 点検実施日	10月~12月 点検実施日	1月~3月 点検実施日
5月3日	8月2日	11月1日	2月1日
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月~6月	○	7月~9月	○
		10月~12月	○
			1月~3月
			○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの			対象台数
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上			該当なし
■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上			
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力			定期点検(今年度の実施有無)
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量			該当なし
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点



2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条	<p>排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>【測定】水質汚濁防止法による水質等の測定                  【保管】浄化槽／①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間</p>	浄化槽	処理対象人員：50人 計画流入汚量：2.50m <sup>3</sup> /日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2	<p>特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。【特定施設】（水質汚濁）し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）【指定地域特定施設】建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設／重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設</p>	浄化槽	処理対象人員：50人 計画流入汚量：2.50m <sup>3</sup> /日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	<p>浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし</p>	浄化槽	処理対象人員：50人 計画流入汚量：2.50m <sup>3</sup> /日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条、第11条	<p>第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	浄化槽	処理対象人員：50人 計画流入汚量：2.50m <sup>3</sup> /日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	処理対象人員：50人 計画流入汚量：2.50m <sup>3</sup> /日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	処理対象人員：50人 計画流入汚量：2.50m <sup>3</sup> /日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動, 設備等	規模, 能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	処理対象人員：50人 計画流入汚量：2.50m <sup>3</sup> /日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)

稲生民俗資料館

環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条	<p>排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>【測定】水質汚濁防止法による水質等の測定 【保管】浄化槽/①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：20人 計画流入汚量：4.00m<sup>3</sup>/日 BOD処理性能：20mg/ℓ 処理方式：小型合併・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況(入力：3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2	<p>特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない/貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。【特定施設】(水質汚濁)し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)(指定地域特定施設)建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設/重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：20人 計画流入汚量：4.00m<sup>3</sup>/日 BOD処理性能：20mg/ℓ 処理方式：小型合併・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況(入力：3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	<p>浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：20人 計画流入汚量：4.00m<sup>3</sup>/日 BOD処理性能：20mg/ℓ 処理方式：小型合併・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況(入力：3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点



4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条, 第11条	<p>第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：20人                      計画流入汚量：4.00m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：20mg/ℓ                      処理方式：小型合併・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	<p>浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：20人                      計画流入汚量：4.00m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：20mg/ℓ                      処理方式：小型合併・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	<p>浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：20人                      計画流入汚量：4.00m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：20mg/ℓ                      処理方式：小型合併・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	<p>浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：20人                      計画流入汚量：4.00m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：20mg/ℓ                      処理方式：小型合併・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)

所属(課等)

庄野宿資料館

環境活動報告シート (令和4年度)

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条	<p>排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>【測定】水質汚濁防止法による水質等の測定 【保管】浄化槽/①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：10人 計画流入汚量：0.50m<sup>3</sup>/日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気</p>
<p>年間総合実施状況(入力：3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択</p>		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2	<p>特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない/貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。【特定施設】(水質汚濁)し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)(指定地域特定施設)建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設/重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：10人 計画流入汚量：0.50m<sup>3</sup>/日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気</p>
<p>年間総合実施状況(入力：3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択</p>		評価事象なし	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第5条	<p>浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を經由して特定行政庁に届け出なければならない(ただし</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：10人 計画流入汚量：0.50m<sup>3</sup>/日 BOD処理性能：90mg/ℓ 処理方式：単独・分離接触ばっ気</p>
<p>年間総合実施状況(入力：3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択</p>		評価事象なし	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条, 第11条	<p>第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。</p> <p>第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：10人                      計画流入汚量：0.50m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：90mg/ℓ                      処理方式：単独・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第10条の2	<p>浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：10人                      計画流入汚量：0.50m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：90mg/ℓ                      処理方式：単独・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法第11条の2	<p>浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：10人                      計画流入汚量：0.50m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：90mg/ℓ                      処理方式：単独・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
浄化槽法施行規則第5条	<p>浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。</p>	浄化槽	<p>処理対象人員：10人                      計画流入汚量：0.50m<sup>3</sup>/日                      BOD処理性能：90mg/ℓ                      処理方式：単独・分離接触ばっ気</p>
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	



Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	文化スポーツ部 文化財課 考古博物館	
連絡先(内線・外線)	059-374-1994	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月10日
	上半期提出日	令和4年10月19日
	下半期提出日	令和4年4月20日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時ににおけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	設備用空調機・ビルマルエアコン(業務用空調機器 第一種特定製品)	7台(設備用空調機器5台,ビルマルエアコン2台)
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
4/1(金)		7/6(水)		11/17(木)	
1月~3月 点検実施日				1/13(金)	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		○	7月~9月		○
			10月~12月		○
			1月~3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検(今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				7台 (7.5~29.4kw)	実施した
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点		

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	空調機器（家庭用）	6台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	<p>事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。</p> <p>【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機</p>	冷蔵庫	湯沸室：HFC134b、 整理実習室：R12、 資料室：R12、写場：R12
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車在使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	アクティ3台、ボンゴ1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	<p>規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。</p>	駐車場	81台（3,774㎡）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点



6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条（指定施設の設置の届出）	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ごとの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	パッケージエアコン・冷房室外機・送風機	（パッケージエアコン／146,512KJ×2台／418,605KJ／108,837KJ／） （ビルマルチ室外機／209,303KJ×2台）（送風機／7.5KW）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	パッケージエアコン・冷房室外機・送風機	（パッケージエアコン／146,512KJ×2台／418,605KJ／108,837KJ／） （ビルマルチ室外機／209,303KJ×2台）（送風機／7.5KW）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	パッケージエアコン・冷房室外機・送風機	（パッケージエアコン／146,512KJ×2台／418,605KJ／108,837KJ／） （ビルマルチ室外機／209,303KJ×2台）（送風機／7.5KW）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点



10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例第11条	使用者は、排水処理施設の使用を開始、休止若しくは撤去又は再開をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない	農業集落排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		評価事象なし	変更点

#### IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

#### V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する
【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%：令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	186	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  <b>21.9%</b>  徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	850	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満：「もう少し努力できる」 55%以上：「徹底されている」			
※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  0.0%  もう少し努力できる
	R4年度に購入した件数→	33	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R4年度作成枚数 →	0
【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし	

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
来館者がいない時（特別展示室、常設展示室、受付等）や昼休憩時（執務室）のこまめな消灯による節電と、考古博物館整理室南側にゴーヤを植えてグリーンカーテンを設置することにより、室内温度の上昇を抑える。窓口、玄関等に関するポスター（COOL-BIZ）を掲示し環境問題への市民の意識・関心を高める。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
歴史公園の草刈りについて、草刈り機を使用する頻度が増えたため、軽油使用量が増加傾向にある。こまめな消灯による節電等、EMSの個々の取組みについて今後も適正に進めていくとともに、草刈機の効率の良い使用を心がけ、ガソリン及び軽油使用料の削減に取り組む。	

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)					

## VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	スポーツ課	
連絡先(内線・外線)	6634	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月15日
	上半期提出日	令和4年10月13日
	下半期提出日	令和5年4月20日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

**I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示**

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	株式会社GFM

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

**II 職場研修の実施**

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

**III 施設及び設備等の点検**

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1	適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 第5条・8条	<p>第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p>第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>	公用車	H11アクティ 石垣池公園陸上競技場・管理室
	年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	



IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実施日
名	訓練内容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

<b>【環境目標 1】</b>
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 2】</b>
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R4年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 3】</b>
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R4年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 4】</b>
4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る
【R4年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 5】</b>
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R4年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

<b>【環境目標 6】</b>
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する  【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」 ※21%: 令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	263	【R4年度】 環境目標6に対する所属の結果  17.8%  もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1477	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 (例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える)			
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白：「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満：「もう少し努力できる」 55%以上：「徹底されている」			
※55%：令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	2	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  12.5%  もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数→	16	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】	
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する	
R4年度作成枚数 →	0 【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓ 作成なし

## VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和4年度】各所属で取り組む環境目標	
鈴鹿市主催スポーツ行事開催の際に発行する大会冊子に、「鈴鹿エコモーション6」のロゴを掲載し、大会参加者等に鈴鹿市の温暖化防止の取り組みについてPRする。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
目標どおり、令和4年度に開催した市主催のスポーツ行事で発行した大会冊子等において、「鈴鹿エコモーション6」のロゴを掲載し、鈴鹿市の温暖化防止の取り組みについてPRするとともに、参加者等への喚起を行うことが出来た。	

## VII 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画 (P) (当初入力)	該当なし				
実施結果 (D) (3月入力)					
評価 (C) (3月入力)					
改善 (A) (3月入力)					
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)					

## VIII 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS (鈴鹿市環境マネジメントシステム)  
**環境活動報告シート (令和4年度)**

※原則、小数点第2位まで入力

所属(課等)	図書館	
連絡先(内線・外線)	381-2324	
環境管理責任推進員	****	
環境管理推進員	****	
提出日	当初提出日	令和4年6月5日
	上半期提出日	令和4年10月7日
	下半期提出日	令和5年4月10日

凡例

- : 当初提出時に入力する箇所
- : 上半期提出時に入力する箇所
- : 下半期提出時に入力する箇所
- : 必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	○
指定管理者や業務委託業者 (※該当がある所属のみ業者名を記載してください。)	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認(※病休、産休、育休等は除く)	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1		適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時ににおけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。(国への報告は環境政策課) 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機(業務用・第一種特定製品)	江島会議室1台/江島閲覧室1台/江島事務室1台/江島ロビー1台/江島ギャラリー/1台
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)		下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上(全機種対象)			
4月~6月 点検実施日		7月~9月 点検実施日		10月~12月 点検実施日	
5月19日		7月19日		10月17日	
1月~3月 点検実施日				1月10日	
↓ 点検(整備)記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。					
4月~6月		○	7月~9月		○
			10月~12月		○
			1月~3月		○
定期点検の実施(下記の機器を保有する所属のみ対象。) ※簡易点検に上乗せして実施するもの				対象台数	定期点検(今年度の実施有無)
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器【7.5kW以上~50kW未満】・・・3年に1回以上/【50kW以上】・・・1年に1回以上				該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量(冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。) ※3ヶ月に入力				充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量					
年間総合実施状況(入力:3月)		遵守	変更点		
選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択					



2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機（家庭用）	江島和室 1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合には、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	本館 1階湯沸室1台/江島 1階湯沸室 1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	2台 H11・H18アクティ
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	100台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
騒音規制法 第5条	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。	送風機	1台（30kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
騒音規制法 第8条、第10条	（第8条）第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項（〇特定施設の種類の数〇騒音の防止の方法）の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日より、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項（〇特定施設の種類の数）の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号（〇騒音の防止の方法）に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。 （第10条）第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。	送風機	1台（30kw）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いいたします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	実施日	実施人数	訓練内容	実施時の写真撮影有無

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R4年度】環境目標1に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している



**【環境目標 2】**

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R4年度】環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

**【環境目標 3】**

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R4年度】環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

**【環境目標 4】**

4R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle:再生利用する, Refuse:不要な物は、いりませんと断る

【R4年度】環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

**【環境目標 5】**

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R4年度】環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

**【環境目標 6】**

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）  
 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上21%未満:「もう少し努力できる」 21%以上:「徹底されている」  
 ※21%:令和3年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	274	【R4年度】環境目標6に対する所属の結果  34.6%  徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	793	

**【環境目標 7】**

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。  
 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。  
 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）  
 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上55%未満:「もう少し努力できる」 55%以上:「徹底されている」  
 ※55%:令和3年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数 →	23	【R4年度】環境目標7に対する所属の結果  60.5%  徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R4年度に購入した件数 →	38	

・該当所属のみ入力

**【環境目標 8】**

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R4年度作成枚数 →	0	【R4年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
作成なし		

VI 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

**【令和4年度】各所属で取り組む環境目標**

環境問題への取り組みや関心を高める為、環境に関するポスターを館内に掲示、チラシの配布などを行い、来館する利用者への周知を行う。

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

クールビズ、ウォームビズのポスターを掲示、チラシを配布し、来館者への周知を行った。



Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】		
基本目標	基本方針	施策
実施施策	実施施策 詳細	担当G
年間計画 (P) (当初入力)	<b>該当なし</b>	
実施結果 (D) (3月入力)		
評価 (C) (3月入力)		
改善 (A) (3月入力)		
環境管理責任推進員評価 (3月入力・リストから選択)	次年度以降の事業の方向性 (3月入力・リストから選択)	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R4年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況 (Ⅲ)	非常訓練 (Ⅳ)	所属の目標設定及び実施結果 (Ⅵ)	環境基本計画に即した環境施策の推進結果 (Ⅶ)
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--